

専任特例 1 号による専任義務緩和について

令和 6 年 1 月 13 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）改正に伴い、監理技術者等の専任義務の緩和を次のとおり行います。

1 専任特例 1 号による専任義務緩和について

監理技術者及び主任技術者の配置が必要となる建設工事について、一定の条件を満たす場合に、複数現場の兼務を認めるものです（※）。
なお、主任技術者及び監理技術者は、本工事を含め 2 件まで兼務を認めます。

（※） 一定の条件を満たす場合であっても、工事の内容等により、監理技術者等を専任で配置することを要件とする工事があります。入札公告兼入札説明書を必ずご確認ください。

主任技術者及び監理技術者の兼務を認めない工事

- ・ 企業団発注以外の工事
- ・ 発注者が兼務を認めないと指定した工事

2 主任技術者及び監理技術者の配置要件（全て満たすこと）

ア **各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築工事の場合は 2 億円未満）であること。**

なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、**当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。**

なお、上記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、**下請次数が 3 を超えていないこと。**

なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

エ 当該建設工事に置かれる**主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者**（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事、建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置き、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができる。また、1 つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者は、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。

また、当該計画書は、建築業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

キ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

3 入札時の手続きについて

落札候補者となった場合には、資格要件の事後審査期間中に、「専任特例1号による専任義務緩和届出書」(様式1)及び「人員配置を示す計画書」を契約検査課契約係へ提出してください。

4 その他

- ・ 本件の緩和措置は、営業所における専任の技術者には適用されません。
- ・ 専任特例2号との併用はできません。
- ・ 国土交通省Webサイト
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_00001_00038.html)にも概要が記載されておりますのでご確認ください。